

事 務 連 絡
令和元年 6 月 19 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業について

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業については、「医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業の開始について」（平成 29 年 8 月 24 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、適切な対応や周知をお願いしてきたところです。

厚生労働省から外部業者に委託して実施している医業等に係るウェブサイトの調査・監視業務については、委託業者の変更により、問い合わせ先等の変更がありますが、昨年度と同様に、委託業者が「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（以下「医療広告ガイドライン」という。）等に抵触する内容を発見した場合、医療機関等に対して医療広告ガイドライン等の周知（別添 1）を行いますので、管下の関係団体、医療機関等への周知をお願いいたします。また、委託業者が医療機関等に対して周知を行っても改善対応が確認できなかった場合、委託業者から都道府県等に情報提供（別添 2）がなされますので、情報提供された内容を確認のうえ、必要があると判断された場合には、適切な指導をお願いいたします。

（参考）

医業等に係るウェブサイトの監視体制強化事業ホームページ

<http://iryoukoukoku-patroll.com>

以上